



図中の「土砂災害警戒区域」と「土砂災害特別警戒区域」は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき設定されたものです。
土砂災害警戒区域では、土砂災害による危害のおそれがありますので、大雨などの際には早めの自主避難を心がけてください。

一次避難場所	隣組
A地区 ① 二村さん駐車場	1・4・5
B地区 ② 石田さん駐車場	6・7・8・9
C地区 ③ 田村さん駐車場	10・11・12・20・21・22
D地区 ④ 旧有楽駐車場	2・3・13・15
E地区 ⑤ 柴田さん駐車場	14・16・17・18・19
F地区 ⑥ 川崎さん駐車場	23・24
F地区 ⑦ 小樋山さん駐車場	25・26

凡例

- 土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊)
- 土砂災害特別警戒区域(急傾斜地の崩壊)
- 土砂災害警戒区域(土石流)
- 土砂災害特別警戒区域(土石流)
- 指定避難所
- 避難路
- 避難路(危険区域内を通る避難路)
がけ下を避難する場合はがけ崩れに注意しましょう!
- 避難時の要注意箇所(道路冠水のおそれあり)
- 土砂のおおよその移動方向

新潟県ホームページでの土砂災害に関する情報提供

土砂災害警戒情報システムのホームページ

雨量に関する情報や土砂災害発生危険度などを見ることが出来ます。

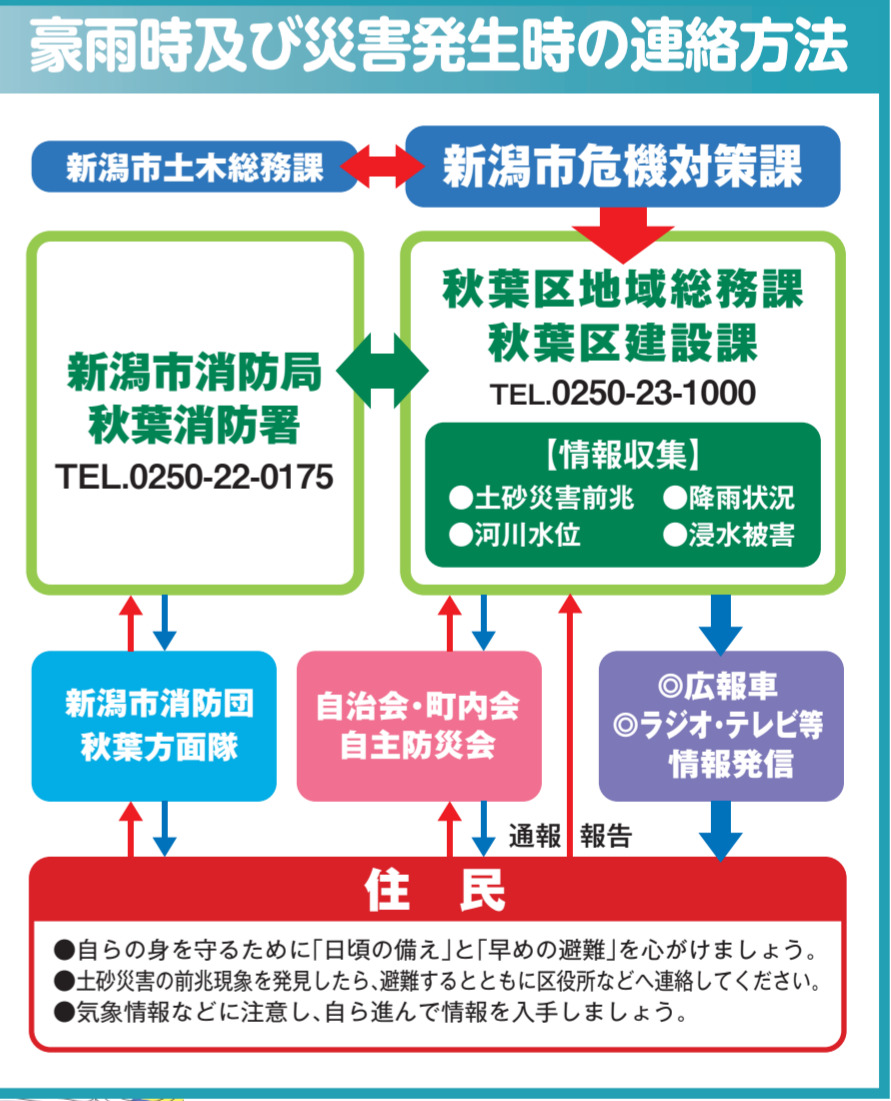
【パソコン】
<http://doboku-bousai.pref.niigata.jp/sabou/index.html>

【スマートフォン】
新潟県公式アプリ「新潟県防災ナビ」による確認を推奨します。
二次元コードから新潟県防災ナビのホームページへアクセスできます。

【土砂災害危険度メッシュ図】 【土砂災害危険度判定図(スネークライン図)】

～土砂災害警戒情報とは～

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生危険度が高まったときに、市町村長が住民へ避難指示勧告等を適切に行えるよう支援するとともに、住民自らの避難判断にも参考となるよう新潟県と気象庁が共同で発表する情報です。



一次避難場所	隣組
1 幸清水公園	1・2・3・5・6
2 米田床屋前	7・8・11・12
3 秋葉マンション前	13
4 松坂マンション前	17・18・19
5 秋葉会館前	20・21・24・31・32・33
6 嶋村さん、広川さん間の広場	44・45・46・47・48・49・50
7 新津高校第一体育館脇	22・23・25・26・28・29・30・34 35・36・37・38・39・40・41・42・43

一次避難場所	隣組
① 小林さん脇駐車場	1・2・3・4・14
② 半田さん向いゴミステーション	5・6A・6B
③ 松沢さん前ゴミステーション	7・8・9
④ 志賀さん前ゴミステーション	10・11・12・13

土砂災害とは

がけ崩れ

(急傾斜地の崩壊)

地中にしみこんだ水分が土の抵抗力を弱め、雨や地震などの影響によって斜面が崩れ落ちる。

前兆現象

- がけからの水がにごる
- がけに亀裂が入る
- 小石がぼらぼら落ちてくる

土石流

山腹、川底の石や土砂が長雨や集中豪雨などによって、一気に下流へと押し流される。

前兆現象

- 山鳴りがする
- 雨が降り続けているのに、川の水位が下がる
- 急に川の水が濁り、流木が混ざっている

地すべり

斜面の一部あるいは全部が、地下水の影響と重力によってゆっくりと斜面下方に移動する。

前兆現象

- 地面に亀裂、段差ができる
- 樹木が倒れる
- 斜面から水がふき出す

避難情報の種類ととるべき行動

避難に関する情報は、状況の危険度に応じて発表されます。土砂災害から命を守るために避難情報に注意しましょう。

避難情報等	居住者等がとるべき行動
警戒レベル5 緊急安全確保 発令される状況：災害発生又は切迫(必ず発令される情報ではない)	命の危険 直ちに安全確保! ・指定緊急避難場所等への立ち退き避難することがかかって危険である場合、緊急安全確保する。
警戒レベル4 避難指示 発令される状況：災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難(立ち退き避難又は屋内安全確保)する。
警戒レベル3 高齢者等避難 発令される状況：災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等は危険な場所から避難(立ち退き避難又は屋内安全確保)する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者

※立ち退き避難とは、指定緊急避難場所や近隣の安全な場所へ移動する避難行動のことです。「立ち退き避難」は、指定緊急避難場所へ移動することが原則です。指定緊急避難場所へ移動することがかかって危険なときは、近隣のより安全な場所や、より安全な建物等へ避難してください。さらに、外出することから危険な場合は、屋内でもより安全な場所(がけから離れた部屋や2階など)へ移動してください。

指定緊急避難場所とは：切迫した災害の危険から命を守るために避難する場所として、あらかじめ市が指定した施設や場所です。

避難所とは：土砂災害や地震等の災害により住居の崩壊、損失などで住居を失った住民等を受入れ、保護するため、被災者が一定期間滞在する場所として、あらかじめ市が指定した施設です。

緊急時の連絡先

我が家の避難場所：
電話番号：

緊急時連絡先	電話番号

避難時のメモ

【この土砂災害ハザードマップに関するお問い合わせ先】
新潟市秋葉区役所 地域総務課 TEL.0250-23-1000